

(都市基盤部)

【デマンド型乗合タクシーについて】

(質問)

デマンド型乗合タクシーについて伺います。今年度及び今後のそれぞれの地域における利用者数の見込みについて教えてください。さらに、本事業を継続するか否かの判断指標となる利用者数をそれぞれの地域でどのくらいと設定されているのか、教えてください。

<答弁>

初めに、利用者数については、今年度の実績としまして西部地域で1日当たり8.7人、南部地域で3.6人となっており、今後は、予約不要な定時運行便の拡大、停留所の統廃合、ルートの見直し等について検証するとともに、地域のご意見も定期的にお伺いしながら、利用者数の増加を目指してまいります。

事業の目標としては、西部地域、南部地域それぞれ、長期的には1日の利用者数20人、認知率80%としており、短期的には利用者数10人、認知率30%としております。なお、1日の利用者数5人、認知率15%を下回るようであれば事業の見直しが必要となります。

(質問)

デジタル化やキャッシュレス化が進む中、当事業の予約は電話での予約に限られていますし、支払いも現金や回数券に限られています。その理由を教えてください。利用者の利便性はもちろん、事業の将来性を考えるとネット予約やキャッシュレス決済、さらには、当事業のアプリの導入などを検討すべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

乗合タクシーについては、高齢者の通院や買い物時の利用が大半を占めており、電話での予約、現金や回数券での支払いが現時点では利用者ニーズにあったものと考えていますが、今後の地域へのアンケート調査において、ネット予約やキャッシュレス決済の要望が増えてくるようであれば、コスト面を含めて検討してまいりたいと考えています。

(意見・要望)

西部地域は認知率が80%を超えていると伺っており、今年度実績で1日当たり8.7人とまずまずの利用状況とは思いますが、事業目標の1日20人の半数にも満たず、短期的目標の1日10人にも達していません。また、南部地域は認知率もかなり低いと伺っていますし、利用者数も事業見直しが必要とされる1日5人を下回っています。南部は、まずは事業の認知度を上げるための工夫や取り組みをして頂き、西部、南部ともに、事業開始以降に蓄積された様々なデータを分析し、利用者数の増加につながる対策や工夫を講じて頂くことを要望しておきます。また、社会の動向、消費者の生活スタイル、利用者の利便性を考慮して、デジタル機器やスマホ一つでの利用が可能になるように、ネット予約や

キャッシュレス決済、本事業のアプリの導入なども、費用対効果も踏まえながら、柔軟に対応頂くことを要望しておきます。

【シェアサイクルについて】

(質問)

実証実験期間中、予約していた自転車がポートに無かったり、破損していたり、バッテリーやタイヤの空気が無くなっていたりといった課題はどのくらいの件数、どのくらいの頻度で発生していたのか、教えてください。また、それ以外にも課題が生じていたり、利用者からの苦情や要望が寄せられていたのであれば、教えてください。

<答弁>

シェアサイクル利用者の苦情について、事業者を確認すると、令和3年度は約1400件中、返却時の通信障害が約1000件、自転車の損傷が約90件、バッテリー切れが約20件などになっております。また、その他の要望は寄せられていませんが、課題としましては、更なるポート増設が必要と考えておりますが、上野や東豊中町は住宅地が多く、ポートの候補地となる公共施設が少ないこと、利便性の高い道路上のポート設置に必要な許可について、今後、道路管理者や警察との更新協議を進める必要があること等があげられます。

(質問)

事業を本格実施していくにあたり、更なる利便性の向上や利用者の増加を図られると思いますが、検討されていることがあれば、教えてください。また、この事業における目標利用者数があれば、教えてください。

<答弁>

本格実施に向けては、コンビニ等民間施設へのポート増設などを検討しており、更なる利便性の向上や利用者の増加を図ってまいります。目標とする利用回数については、現状で月に約8000回の利用があり、ポート数85か所を設置しておりますが、本格実施を開始した3年後の令和7年11月に向けて、事業者の採算ベースも見込み、利用回数として月34000回、ポート数170か所を目標としております。

(意見・要望)

今秋からの本格実施に向けて、事業者もポートの増設をはじめ、更なる利便性の向上を図られるようですが、現状の月約8000回の利用では、事業者の採算ベースである月34000回には、まだまだ遠く及んでおりません。本格実施に向けて、新年度が始まると事業者の公募が行われるかと思いますが、利用者数が増えなければ、現状のような市の負担なしでは実施して頂ける事業者が見つからず、逆有償での事業実施になる可能性も

あります。さらに、採算ベースには満たないものの、一定の利用者があり、事業を廃止することも難しくなっており、利用者が伸び悩めば、市の事業補助などの歳出が増す可能性もあります。そういったことも念頭に、市としても、できる限りの利用者の増加策を講じて頂くことを要望しておきます。環境に優しく、健康的なシェアサイクル事業の利用者が増加することを期待しておきます。

【転入時のバスお試し乗車券の配布について】

(質問)

転入時のバスお試し乗車券の配布について伺います。具体的に、どのような形で、どれくらいの乗れるお試し券を配布するのか、教えてください。また、この取り組みは、交通対策事業の一環として実施されるとのことですが、その狙いと目的、期待している効果を教えてください。

<答弁>

バスお試し乗車券は、転入手続きの際に、現在配布している「阪急バスのノリセツ」とあわせて、220円のお試し乗車券が2枚セットされたパンフレットを配布する予定です。その目的と期待する効果ですが、モビリティマネジメントの一環であり、転入後、一度バスを利用して、通勤や通学時の交通手段の一つとして頂くことを期待しており、マイカーではなく公共交通の利用の促進を目的とするものです。

(質問)

交通対策事業として、デマンド型乗合タクシーやシェアサイクルも実施している訳で、それらの事業も事業開始からそれほど年数は経っておらず、事業の周知や理解を深める必要があると思います。転入者にバスのお試し乗車券を配布するのであれば、市民にデマンド型乗合タクシーのお試し乗車券やシェアサイクルお試しクーポンを配布してもよいのではないかと思います。なぜ、本市への転入者を対象とするのか、なぜ、バスのお試し乗車券なのかの理由と合わせて、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

転入者を対象とした利用としては、転入時の生活様式が変わる際に公共交通を利用するきっかけとなることや、若い世代を想定し、幼少期から公共交通に親しんで頂くことが、効果的であると考えたものです。また、今回実施するバスお試し乗車券の配布は、モビリティマネジメントを推進するための最初の試みであり、今後は、豊中東西線やデマンド型乗り合いタクシー、シェアサイクルなどの情報が一冊にまとまった、公共交通の更なる利用促進に向けて、今回の試みの検証もした上で、検討してまいります。

(意見・要望)

先ほど述べた通り、シェアサイクル事業の利用回数は、目標とする採算ベースには程遠い状況にあり、事業の廃止や市の事業補助の負担を回避するために、シェアサイクル事業こそ、お試しクーポンを発行すべきではないかと思えます。バスお試し乗車券の配布について、否定はしませんが、ぜひ、環境負荷の軽減、健康増進にもつながるシェアサイクルのお試しクーポンの発行を検討頂きたいと要望しておきます。

【自転車駐車場について】

(質問)

自転車駐車場について伺います。行政財産の目的外使用という形で、使用料を50%もしくは100%減免して(公財)自転車駐車場整備センターに使用を許可している自転車駐車場がいくつかあります。一方で、放置自転車の解消を図ると同じ目的にもかかわらず、曾根駅東自転車駐車場や緑地公園駅東自転車駐車場などは、使用料の減免などはなく、自転車等駐車場管理運営事業者募集の際に提出された価格提案書に基づき、使用料が決められ、民間事業者が担っています。この事業者選定の経緯と方法を教えて下さい。また、他の自転車駐車場も使用料の減免を無くしたり、公募で使用者を選定することは検討されないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

管理運営事業者選定の経緯と方法につきましては、自転車駐車場の整備について、従前は用地の確保を市が行い、建設・管理運営はこれを専門とする公益財団法人自転車駐車場整備センターが進めておりましたが、時代の変化とともに、民間事業者が管理する駐輪場も一般的になり、平成28年度には、駐輪場の形態・運営の見直しを行いました。その取り組みの一つとして、曾根駅と緑地公園駅周辺駐輪場をモデル地区として選定し、整備センターから返還を受けた上で、平成29年度に事業者を公募、平成30年度から株式会社アーキエムズが管理運営を行っており、年間778万円の使用料等を徴収しております。

(質問)

他の自転車駐車場も使用料の減免を無くしたり、公募で使用者を選定することは検討されないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

公募の対象地区としては、用地が市有地である、駅地区内の全駐輪場の建設等負担額の回収が終了しているといった条件が必要ですが、現時点では、先程の曾根駅と緑地公園周辺以外に該当する地区がございません。また、平成29年度までは、整備センターが運営する全駐輪場において使用料等を免除していましたが、平成30年度からは建設等負担額の回収が終了した駐輪場について、使用料等として50%を徴収することとしており、

年間約980万円の歳入があります。

(意見・要望)

モデル的に実施している曾根駅と緑地公園周辺駐輪場は、建設から整備も含めて行って頂けて、尚且つ、減免をすることなく使用料収入も得られていると伺っていましたので、他の駐輪場も同様の手法を検討されたらと良いのではと思いましたが、先程の答弁にあったように、公募をするためには、様々な条件が整う必要があり、さらに、駐輪場の中には、かなり老朽化しており、近い将来、大規模改修の必要性があったり、需給バランスから新設が必要になる可能性がある地区もあるようで、より綿密かつ総合的な判断が必要ということを伺っています。総合的な判断の上で、引き続き整備センターに建設や管理を委ねるのか、公募するのかを見極めて頂ければと思います。

【バリアフリー化の推進について】

(質問)

バリアフリー化の推進について伺います。事業別予算説明書 P.152の事業概要には、施設等のバリアフリー情報の発信に取り組むとあります。どのような情報を発信するのか、より詳しく、具体的に教えて下さい。

<答弁>

バリアフリー情報の発信については、駅周辺を対象とした「バリアフリーマップ」を作成済みであり、これまで道路・駅・公園・音響信号などのバリアフリー情報の提供に取り組んでまいりました。今後は、市有施設、民間施設におけるバリアフリートイレの有無や施設出入口部のバリアフリー化の状況について、先程の「バリアフリーマップ」に新たに追加する予定としており、現在策定中のマスタープランにも、このことを謳う予定としております。

(質問)

バリアフリー情報ということですので、どんな方にも支障なく気軽に、かつ簡単にその情報が得られるようにしなければならぬと考えますが、市の見解をお聞かせください。実際に、どのような手段、方法、媒体を用いて、情報発信されるのかもあわせて、教えて下さい。

<答弁>

バリアフリー情報の提供については、誰もが必要な情報を公平に取得できるようにするため、デジタル技術なども活用した情報発信が必要と考えており、バリアフリーマップの見直し、音声・音響案内、ピクトサイン等の情報アクセス環境の整備を進めて参ります。

また、「バリアフリーマップ」の提供方法につきましては、情報冊子の配布やスマホ・パソコンから閲覧できるウェブマップの作成を予定しており、作成にあたっては、バリアフリー

推進協議会等を通じて、障害のある人や高齢者など多様な個性の当事者・利用者の意見を反映してまいります。

(意見・要望)

新たなバリアフリーマップは来年度から3か年かけて作成していく予定と伺っていますが、内容の充実はもちろんですが、デジタル技術やデジタル機器、各種媒体を駆使すると共に、民間ノウハウを活かしながら、とりわけ当事者や利用者の方々が必要とする情報を、いつでもどこでも気軽に入手することが出来る環境整備に、引き続き、ご尽力頂くことを要望しておきます。

【自転車通行空間整備事業について】

(質問)

自転車通行空間整備事業について伺います。2019年2月に策定された自転車ネットワーク計画には、整備の優先度を分けて、路線が示されており、優先度1と2の路線を2019年度から2023年度までの5か年で整備すると記載されています。それ以外の路線の整備については、いつ頃までをめどに整備するおつもりなのでしょうか。

<答弁>

ネットワーク計画において、優先度1と2の路線延長は2km、それ以外の路線は約71kmあり、順次整備を進めるものですが、今後交通状況や利用者意見等を踏まえ、5か年サイクルで必要に応じて優先順位の見直しを行ってまいりたいと考えております。

(意見・要望)

ネットワーク計画に沿って、順次整備を進めると共に、5か年サイクルで必要に応じて優先順位の見直しを行うとのことでした。進め方について異論はありませんが、将来的に、地球環境への意識や健康意識の高まりや変化により、自転車需要が一層高まる可能性があります。5か年サイクルでの優先順位の見直しと共に、社会需要にあわせて、事業の拡大や前倒し等も柔軟に行って頂きたいと要望しておきます。

【大阪音楽大学周辺整備事業について】

(質問)

大阪音楽大学周辺整備事業について伺います。事前の説明では、音楽が感じられるコンセプトにあった整備をすると伺いました。また、事業別予算説明書 P.157の事業概要には、活力とにぎわいの創出を支援する道の整備に取り組むとあります。音楽が感じられる

コンセプトにあった整備とは、また、活力とにぎわいの創出を支援する道とはどのようなものなのか、具体的に教えて下さい。さらに、大阪音楽大学や音大生が景観整備や空間演出に積極的な関りを持つ機運醸成を図るとありますが、具体的にどのような方策を考えておられるのか、教えて下さい。

<答弁>

音楽が感じられ活力とにぎわいの創出を支援する道のコンセプトとしましては、音楽の3要素であるリズム、メロディー、ハーモニーの3つのゾーンに分け、これにふさわしい景観整備を進めております。

具体的には、音の流れを表現した平板舗装、ピアノの鍵盤をあしらったブロックによる植栽帯の整備、音楽を目で見て感じさせるオブジェの設置など行っており、市民の方々が音楽に親しみを感じ、まち歩きや周辺店舗などを利用する機会が増え、活力とにぎわいの創出を支援できるものと考えております。音大生との具体的な関わりにつきましては、平成26年度に整備ルートを選定を行う際、アンケート調査を実施しており、平成28年度に景観整備の内容を決める際には、ワークショップ3回開催し、平板ブロックのデザインについて意見を交わしております。また、令和2年度は、庄内北回り線と穂積菰江線との交差点部におけるポケットパークの設計を実施するにあたり、アンケート調査を実施し、休憩施設やベンチなどの整備内容について意見を交わしております。

(意見・要望)

ピアノの鍵盤をあしらったブロックによる植栽帯、音楽を目で見て感じさせるオブジェなど、様々な形で景観整備を進めて頂いていることを理解しました。市としては、これらの整備を通して、市民の方々や音大生などがまち歩きや周辺店舗などを利用する機会が増えることを期待されているようですが、そうなるためには、多くの方々にまちの変化を実感して頂くことが重要と考えますので、市が行ってきた整備内容を、まちのビフォー・アフターとして、幅広く周知して頂くことを要望しておきます。また、これまで空間整備をすすめるにあたって、音大や音大生にもアンケート調査を実施されてきたとのことですが、整備後の感想などについて意見聴取をして頂き、効果検証につなげて頂くと共に、今後の整備に関しても、音大や音大生に積極的に関心を持って頂いたり、意見や要望、提案を出して頂けるように努めて頂きたいと要望しておきます。

【三ツ池法面改修工事について】

(質問)

三ツ池法面改修工事について伺います。現在の三ツ池の法面の状況及び近隣の道路の状況をあらためて、教えて下さい。また、近隣の住宅や私有地には直接の被害や影響は出ていないということでしょうか、確認のために教えて下さい。

<答弁>

三ツ池の法面及び道路の状況につきましては、道路を支える護岸のうち、今回の工事箇所のみがコンクリート構造物で保護されていない土の状態、長年の降雨等により法面中腹部が侵食されたことから、路肩に設置されている照明柱や柵が徐々に池側へ傾き、道路表面に亀裂が発生しているものです。

なお、近隣への被害等につきましては、近接する住宅は擁壁等で仕切れ独立していることから、法面の浸食による影響はありません。

(質問)

今回の改修工事によって、問題は完全に解消されると考えてよいのか、教えてください。

<答弁>

改修工事の効果についてですが、浸食されている法面を整形し、コンクリートブロックで補強することから、道路を支える法面が安定し安全な通行が確保できるものと考えております。

(意見・要望)

数年前から、三ツ池の法面だけでなく、近隣の道路や設置物に異常が見られ、近隣住民からも不安の声や改修を求める声があったかと思えます。来年度、ようやく改修工事に着手できることとなったことは大変喜ばしいことで、一日も早い近隣住民の不安の解消、安全な通行空間の整備に努めて頂くことを要望しておきます。

【街路樹更新事業について】

(質問)

街路樹更新事業について伺います。事前の説明では、平成29年の調査に基づき700本の危険木を伐採され、それに対して10年で計画的に街路樹の植替えを行っていくと伺いました。植替えする場所の選定や順番、樹種はどのようにして決められるのでしょうか。

<答弁>

植替えする場所の選定や順番につきましては、緑被率の低い南部地域を優先し、毎年60本程度の植替えを行う予定ですが、各路線においては街路樹の間隔や出入口等の視距を考慮し、植替える位置を決定しております。また、樹種につきましては、並木の景観を保全するため同樹種の植替えを基本としております。

(質問)

今後も毎年、危険と判断された街路樹は伐採されると思いますが、概ね毎年どのくらいの街路樹が危険木と判断されて伐採されているのでしょうか。また、来年度以降、危険木として伐採された街路樹の植替えは、現在、10年間で計画的に行っている植え替の後で行われるということになるのでしょうか。

<答弁>

危険木の伐採につきましては、毎年行っているものではなく、前回点検で異常が見受けられたものを5年に1回、全数を10年に1回調査することとしており、危険木と判定されたものは点検後速やかに伐採しているもので、実績としては平成28から29年度にかけ、約700本を伐採しております。令和4年度は、前回、異常があった約800本を点検対象としており、前回点検から間もないことから、危険木の数は少ないものと考えておりますが、伐採後の植替え時期については、経費等を考慮し、10年計画に盛り込むかどうかを検討してまいります。

(意見・要望)

ご答弁から、概ね10年に1回、全数の街路樹を調査され、危険木と判定されたものを点検の後、伐採する流れで進めておられることが分かりました。想定外や突発的に危険木として伐採されたものは、可能な範囲で10年計画に盛り込んで頂きたいと思いますが、基本的には10年のサイクルで、調査、点検、植替えを行うことで、安心安全な通行空間の維持と良好な景観の維持に努めて頂くことを要望しておきます。

【路面下空洞調査について】

(質問)

路面下空洞調査について伺います。事業者の選定方法を教えて下さい。事業開始当初は随意契約で事業者を選定されていたと思いますが、回数を重ねる過程で当初の事業者と異なる事業者が調査を行っている理由を教えて下さい。

<答弁>

事業者の選定方法については、令和元年度までは公募型プロポーザル方式による随意契約、令和2年度以降は、業務実績や空洞発見率などの条件を付した一般競争入札となっています。

(意見・要望)

事業開始当初から、いくつかの事業者、市内の事業者からも技術の売り込みや、入札への参加を認める要望がありましたが、大手事業者に比べて実績が乏しいことなどを

理由に、大手事業者への随意契約で事業が進められてきました。しかし、実績や技術力を伴った事業者が増えてきたことで、一般競争入札での事業者選定が行われることになったことは率直に評価します。入札にあたっては、一定の業務実績や空洞発見率などの条件を付されることから、業務の質はある程度担保されると思いますので、市内事業者をはじめ、多くの業者が入札に参加して頂けるよう、引き続き取り組んで頂くことを要望しておきます。

(上下水道局)
【水道料金と下水道使用料について】

(質問)

水道料金と下水道使用料について伺います。昨年の決算審査の際に、今年度中に「水道料金・下水道使用料算定の手引き」を作成される予定と伺っていましたが、作成されたのでしょうか。

<答弁>

手引きにつきましては、上下水道事業運営審議会で審議頂いた内容を踏まえて、今月の末に第1版として取りまとめることとしています。

(質問)

手引きでは、料金改定を行う指標や基準、料金や使用料の算出方法等の考え方は、どれくらい具体的かつ明確にされたのでしょうか。

<答弁>

手引きの作成にあたりましては、経営目標指標も新たに追加することとしており、これまでの料金回収率や流動比率に加えて、企業債残高と収益との比率や、必要とする現金預金の残高などを具体的に設定する予定です。今後は、これらの指標を参考に進行管理を行い、料金や使用料改定のタイミングを見極めていきたいと考えています。

料金や使用料改定の算出方法につきましては、総括原価方式をベースに将来に渡って資産を健全に維持していくための資産維持費を明確にするほか、基本料金の比率を高めていくことや、生活用水への配慮をしつつ逓増度を緩和していく方向性で、考え方や手順を取りまとめるものです。

(質問)

資産維持費のあり方及び資産維持率はいつ頃を目途に明確化されるのか。また、基本料金と従量料金のバランス、比率や、逓増度は、具体的にいつ頃を目途に考え方を明確にされる予定なのか、教えて下さい。水道料金・下水道料金算定の手引きを作られても、これらの考え方や数値を早急に決定しなければ、適正な料金や使用料の水準も決められないと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

資産維持費をはじめ、基本料金と従量料金のバランスや比率、逓増度につきましては、その考え方や方向性を今月末に取りまとめます手引きに示します。資産維持費につきましては、料金・使用料の算定期間を定め、直近の予算や決算の数値を用いて、常に最新の財政収支を確認しながら設定する必要があります。基本料金と従量料金のバランスや比率、逓増度につきましては、改定に伴うお客様のご負担などを考慮しながら設定する必要があります。

これらを勘案して、料金・使用料改定に備えていくこととしています。

(意見・要望)

水道料金・下水道使用料算定の手引きの第1版が今月末に出来上がることは、率直に評価します。これまでの指標に加えて、新たな経営目標指標も追加されるとのことですが、今後は、それらの指標がどのようになれば、どのようなタイミングで料金や使用料を改定するのかをより明確にして頂きたいと要望しておきます。また、料金や使用料改定の算出に必要な資産維持費や資産維持率、さらには基本料金と従量料金の比率や逓増度を様々な条件でシミュレーションを重ねて頂き、料金の見直しを検討する際には、いつでも具体的な数値を示すことが出来るように次年度以降、取組みを進めて頂きたいと要望しておきます。

(都市計画推進部)
【市営住宅について】

(質問)

市営住宅について伺います。現在、本市が管理している市営住宅には一般の公営住宅のほか、いくつか分類があるかと思えます。各分類の管理戸数と入居率、それぞれの入居要件について教えて下さい。また、それぞれの分類ができた経緯も教えて下さい。

<答弁>

市営住宅には、公営住宅法に基づく公営住宅のほか、改良住宅、コミュニティ住宅、従前居住者用住宅とに分類されます。公営住宅以外の市営住宅は、住宅地区改良事業や密集市街地総合整備事業等の実施に伴い、住宅を失うことで住宅に困窮すると認められる世帯を入居対象としています。

それぞれの管理戸数と入居率は、令和4年1月1日現在で、

改良住宅が199戸で約98%

コミュニティ住宅が225戸で約96%

従前居住者用住宅が75戸で約68%となっております。

なお、入居率には、先程申し上げたような入居対象世帯がない場合に、住宅を公営住宅とみなして入居させることができる「みなし公営住宅」の入居世帯も含まれます。

(質問)

一般住宅以外の住宅の今後の管理計画について教えて下さい。また、今後も特定の分類として管理し続ける必要があるのでしょうか、一般住宅にしてしまうことは難しいのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

市営住宅長寿命化計画において建て替えを予定していない市営住宅は、計画修繕を実施することにより、長寿命化を図るべき住宅と位置づけており、今後も市営住宅として維持管理する計画となっております。建設時の根拠法が異なるため、住宅そのものを公営住宅に変えることはできませんが、根拠となる事業に基づき入居すべき世帯がない場合は、先程申し上げた「みなし公営住宅」として、公営住宅と同様に入居者を公募し、入居させることができるものとなっております。

(意見・要望)

先程のご答弁にあった通り、本市が管理している市営住宅は公営住宅以外に改良住宅、コミュニティ住宅、従前居住者用住宅あわせて約500戸あります。住宅地区改良事業や密集市街地総合整備事業等の実施に伴い、住宅を失うことで住宅に困窮すると認められる世帯を入居対象としているとのことですが、これらの住宅が出来てからかなりの年月が経過しており、入居要件を満たす対象者は年々減少していると思えます。事実、入居

対象者がおらず、みなし公営住宅という曖昧な形で、一般公募し、入居させており、みなし公営住宅としての入居者数や割合は増えてきています。事前に頂いた資料では、改良住宅の約56%、コミュニティ住宅の約42%、従前居住者用住宅の約54%がみなし公営住宅としての入居者となっています。しかし、建設時の根拠法に縛られて、住宅そのものを公営住宅に変えることは出来ません。また、一人でも入居対象者がおられる限り、これらの住宅は維持管理し続ける必要があるそうで、さらに、これらの住宅の入居要件は、同居家族にも引き継がれるとのことで、いつまで維持管理し続けなければならないか全く見当が付きません。ぜひ、これらの住宅に関する法律の見直しを国に求めること、また、維持管理を続けるにしても、入居対象者数の減少に応じた管理戸数の削減を提案、要望しておきます。

【市営住宅施設運営管理について】

(質問)

市営住宅施設運営管理について伺います。事業別予算説明書 P. 54の事業概要によると、市営住宅の家賃滞納者、高額所得者等について、建物明渡し等を求める訴訟等を行うとあります。この事業の予算が、今年度に比べて、来年度、約140万円減額になっていますが、その理由を教えてください。

<答弁>

減額となっている主な理由は、家賃収納率が向上し、家賃滞納を理由とした明渡し訴訟の対象者が減少傾向にあることにあります。これは、滞納初期から電話による催促などに加え、出来るだけ長期滞納とならないよう、面談の実施や訪問による指導などを行っていることによる効果によるものと考えています。

その他に、口座振替による家賃収納の促進や、収入面の理由から家賃の支払いが困難になっているなどのご相談に対しては、福祉事務所やくらし支援課への相談を促すなど、それぞれの事情に応じた対応を行っていることが、長期滞納の抑止に繋がっており、結果として訴訟等の対象案件の減少に繋がっているものと考えています。

(質問)

市営住宅の管理が直営から指定管理に代わりましたが、家賃収納額、家賃収納率、建物明渡し訴訟の件数はどのように推移してきたのか、教えてください。

<答弁>

市営住宅の管理につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成23年度から公募により選定された事業者による管理が始まりました。平成22年度における家賃滞納額、家賃収納率、明渡し訴訟の件数は、それぞれ約2321万円、96.1%、6件。平成27年度は、それぞれ約1230万円、97.8%、4件。昨年度は、それぞれ約213万円、

99.6%、0件でした。

(質問)

指定管理者に対しては、公募時に家賃収納率の目標値を設定してもらい、目標が達成できない場合は、ペナルティーを課しているかと思いますが、ペナルティーの具体的な内容を教えて下さい。また、ペナルティーを課すことの意義や効果について、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

指定管理者の公募にあたりましては、確保すべきサービス水準として、まずは一定の収納率を達成することを求めており、応募団体から水準を上回る収納率の提案があれば、その提案値を毎年度の目標値としております。収納率が提案値を下回った場合は、その実績値に応じて算出した金員を、ペナルティーとして市に支払うものとしております。ペナルティーの効果としましては、収納率の低下を抑止し、安定した歳入確保に資するものと考えております。

(質問)

家賃収納率の状況でペナルティーを課すことで、支払い困難者に対する過度な督促や強引な取り立てなどの発生、または発生する恐れはないのでしょうか。

<答弁>

先ほど申し上げましたように、家賃滞納につきましては、滞納初期の段階から、電話による督促や、それぞれの事情に応じた対応を行うことで長期滞納を抑止し、出来るだけ入居者にとって負担にならないような対応を行っております。家賃収納率の向上は、過度な督促や強引な取立てによることなく実現しているものでございます。

(意見・要望)

市営住宅の管理を公募により民間事業者に委ねることにより、指定管理を行う前に比べて、家賃収納率は3%以上改善し、99.6%とほぼ100%に近い状況になり、家賃の滞納額はほぼ1/10まで抑制されています。結果、明渡し訴訟の件数も減少し、予算の削減に繋がっています。今回の答弁で、指定管理者制度を導入することによる民間ノウハウの活用と、収納状況に応じてペナルティーを課すことで、過度な督促や強引な取立てによることなく高い家賃収納率が実現できていることが分かりました。税金、保険料、水道料金、下水道使用料、保育料など、市が行っている収納業務について、収納率の向上や長期滞納の抑止を目的に、市営住宅の家賃収納のノウハウを活かすことが出来ないか、全庁的に検討して頂きたいと要望しておきます。

【マンション管理適正化推進事業について】

(質問)

マンション管理適正化推進事業について伺います。そもそも、誰が、どれくらいの頻度で、どのような手法で、市内の各マンションの管理状況を調査しているのでしょうか。市はどの程度、詳しく市内の各マンションの管理状況を把握しているのでしょうか、教えて下さい。具体的に市内にはいくつのマンションがあり、適正に管理されていないマンションはどのくらいあるのでしょうか。

<答弁>

本市では、5年毎に行われる住宅・土地統計調査に基づく住宅ストック基礎調査を実施しておりますが、マンションの戸数や建築年の推計状況は確認しているものの、管理状況の実態把握はできておりません。令和3年度に国により本市域を対象としたマンション実態調査が行われたため、本市が調査データの提供を受け、マンション管理適正化推進計画を作成するための基礎データとしております。

調査につきましては、市内のマンション837件にアンケートを送付し、237件の回答を得ております。また、築30年以上のマンション386件については大阪府マンション管理士会による現地調査を行っております。アンケート調査では戸数や築年数、管理状況の把握のほか、現地調査ではマンションの外壁や清掃状況、ごみ・不用品の放置状況等の目視確認を行っております。

アンケート調査により管理組合が組織されていないとの回答があったマンションは6件あり、そういったマンションが適正に管理されていない恐れがあるため、今後実態把握を行っていきます。

(質問)

適正に管理されていないマンションに対しては、どのような働きかけをするのでしょうか。適正に管理するように仕向けるインセンティブや罰則規定のようなものは存在するのでしょうか。

<答弁>

適正に管理されていないマンションについては、まずは管理状況の把握を行った上で、管理組合等に対し、課題の内容に応じて、マンション管理士や建築士、弁護士等の専門家を派遣するアドバイザー派遣制度を活用頂くことを想定しています。今回の法改正において罰則規定は設けられておりませんが、市が必要に応じて助言・指導及び勧告ができることになっています。また、管理計画の認定を受けたマンションについては、市場で高く評価されるなどのメリットが期待されます。

(質問)

マンションの管理状況の実態把握はできておらず、また、アンケート調査や現地調査は

行われているものの、アンケート調査の回答数や現地調査の実施件数の全体に占める割合はそれほど多くはありません。今後、市内の全てのマンションの管理状況を把握していくおつもりはあるのでしょうか。あるとすれば、いつ頃までに把握するおつもりなのでしょうか。

<答弁>

市としては、マンションの管理状況を把握する必要があると考えており、現在パブリックコメントを行っているマンション管理適正化推進計画の中で、市内分譲マンション管理組合の実態把握の推進を目標の一つとしております。定期的にアンケート調査を実施する等により、実態把握を進めることで、まずは計画期間である令和8年度末までに50%以上の管理組合の管理状況を把握することを目標としております。

(質問)

そもそも、マンションの管理が適正に行われていないことによって、何らかの実害や課題は発生しているのでしょうか、これまでに発生した事例があれば、具体的に教えて下さい。また、そもそも、国も本市も、どのような理由や背景から、マンションの管理に関する調査の必要性を感じておられるのか、教えて下さい。さらに、今後、適正に管理されないマンションの増加やそれに伴う課題の発生が想定されているのか、あわせて見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市では管理不全に陥るような大きな課題を抱えるマンションはありませんが、マンション実態調査結果によると、管理組合の役員等の人材不足や管理費の不足・滞納等の問題が生じているマンションが見受けられます。高経年化するマンション等の適正な維持・管理を行って頂くために国は法律を改正し、法に基づき市はマンション管理適正化推進計画を作成しますが、計画に示す施策を検討するためにはマンションストックの基礎的な情報や管理実態を把握するために調査が必要と考えています。建設後40年を経過した高経年マンションが本市でも増加することから、老朽化や居住者の高齢化による管理組合の担い手不足等、維持・管理に課題を抱えるマンションが発生することが予見されますので、それに先立ちマンションの適正管理を行って頂くため本計画を作成するものです。

(意見・要望)

まずは、定期的にアンケート調査を実施する等により、令和8年度末までに50%以上の管理組合の管理状況を把握することを目標としているとのことでした。今年度、国により本市域を対象とした実態調査でのアンケート回答率からしても、なかなかアンケートに答えて頂けないマンションが少なくないなかで、いかにアンケート回収率を高め、実態把握を進めていけるかが課題になると思います。この実態調査は、今後、老朽化や居住者の高齢化による管理組合の担い手不足等、維持・管理に課題を抱えるマンションが発生することを見越して行っていることを、マンションの管理組合や住人に少しでも知って

頂けるよう周知、啓発にご尽力頂きたいと要望しておきます。

【地区まちづくり条例の改正について】

(質問)

豊中市地区まちづくり条例の一部を改正する条例の設定について伺います。条例改正の理由として、平成24年の条例改正後10年以上、新たなまちづくり協議会が現れていないことや、一部の協議会で活動が停滞してきたことと伺っています。では、実際、新たな協議会が現れなかったり、協議会の活動が停滞してきたことで、具体的にどのような課題や弊害が生じてきたのか、教えて下さい。

<答弁>

まちづくり協議会が活動している地域では、賑わいを創出し、まちの魅力を向上させるイベントの実施、空き店舗や建物の建替えの相談等が行われているところや、自転車の安全走行の啓発、まちに花やみどりを育てる活動などに取り組んでいるところがあり、地域主体のまちづくり活動が行われています。

一方、まちづくり協議会が無かったり、活動が停滞している地域では、様々な地域活動がある場合であっても、地域で情報を共有しながら連携する場がなく、地域課題に応じたまちづくりにつながりにくいものと考えております。

(質問)

従来のまちづくり協議会と、新たな条例のもとで、今後登録される地区まちづくり活動団体の違いを教えてください。また、どのくらいの活動団体が登録されると見込んでおられるのでしょうか。

<答弁>

まちづくり協議会は、地区住民の過半数の賛同を得て、市長の認定を受けまちづくり構想に基づくまちづくり活動を行うものです。一方、地区まちづくり活動団体は、賛同の要件は設けておらず、自らの土地、建物等の利用改善のため5名以上でかつその半数が地区住民で構成される団体であれば登録することができ、気軽にまちづくり活動を始められる制度です。団体の登録件数につきましては、3年で10件程度の申込を見込んでおります。

(質問)

地区まちづくりルールの法的な位置づけや、拘束力や強制力の有無について教えてください。

<答弁>

地区まちづくりルールにつきましては、地域の自主的なルールを登録できるようにするもので、

法的な拘束力や強制力はございません。市のホームページ等に周知することで、新たにその地域に住もうとされる方も事前に確認できるものとなります。

(質問)

条例改正後は、既存のまちづくり構想にも目標年次が追加されることになるのでしょうか。

<答弁>

まちづくり構想の目標年次は、今後新たにまちづくり構想を策定する際に必須となるもので、既存のまちづくり構想に目標年次の追加が必要となるものではございません。

(意見・要望)

条例改正以降の10年で、新たなまちづくり協議会が結成されなかったことや一部の協議会で活動が停滞してきたことを踏まえて、今回の条例改正を提案されたことについては理解します。また、これまでも、新たな協議会の発足に向けての誘導や支援に努められたり、停滞している協議会への相談や支援などの対応もされてきたことも一定理解はします。ただ、残念ながら、目覚ましい効果や改善にはあまりつながらなかったのが実情だと思います。それぞれの地区や地域で、状況が異なると思いますが、なぜ、市が期待するようには協議会が立ち上がらなかったのか、もしくは、活動が停滞してしまったのか、より詳細な原因分析を行う必要があると思いますので、詳細調査、分析を要望しておきます。そもそも、まちづくり協議会は、市が結成したり、運営したりするものではなく、あくまで市民が行うもののはずですが、市がまちづくり協議会や新たな地区活動団体に期待していることを、市民の方々も共有、共感できているのかとても疑問です。市民の方々がまちづくり協議会や地区活動団体の必要性や、結成したり、運営したりするメリットや意義を感じておられなければ、状況は何も変わらないと思いますので、市民にとって協議会や活動団体を結成したり、運営することで実感できるメリットや権利、インセンティブなど、具体的にイメージしやすい形で、提示しなければ、なかなか現状を改善、好転させることは難しいのではないかと意見しておきます。

【豊中駅周辺再整備構想について】

(質問)

豊中駅周辺再整備構想の実現化検討支援業務について伺います。市として豊中駅周辺再整備構想の実現可能性をどのように考えておられるのでしょうか。再整備構想実現の足かせや障壁となっているものは、何だと考えておられるのでしょうか。

<答弁>

豊中駅周辺再整備構想において、優先的な取り組み項目として、銀座通りと一番街の道路空間の再編整備と空間活用方策の検討、及び府道豊中亀岡線と市道東豊中線の交差

部分の改良を挙げています。

具体的な整備内容については、地域の皆さまがまちづくり活動などを行う上で、どのような道路空間の整備が必要かを把握した上で、関係部局との調整、連携を図り、実現可能性も含めた検討を行い、事業化に向け取り組んでまいります。

また、実現に向けた課題と致しましては、豊中駅周辺は既成市街地であることから、道路拡幅などの余地は少なく、現状の道路敷において、地域の皆様が求められる機能をいかにして確保するか、ということであると考えております。

(意見・要望)

豊中駅周辺再整備構想は、地域の方々の意見やニーズの把握、実現可能性の検討、事業実施の3つのフェーズに分けて、10年ほどで進めていく想定となっています。何より第1フェーズである地域の方々の意見やニーズの把握、意見の集約が極めてハードルの高いことだと思います。長年の経緯で、豊中駅前まちづくり協議会とその他の団体や地域住民との関係、市との関係が冷え込んでいることは否めず、地域の方々の行政に対する信頼感、期待感もかなり薄れてしまっているように思います。行政の担当者も異動や退職等で、過去からの経緯や地域の実情、人間関係をしっかりと理解、把握されている方も少なくなってきたのではないかと思いますので、この機会に、過去からの経緯をはじめ、どのような理由で、これまで豊中駅前の再整備は遅々として進まなかったのかを、歴代の担当職員にヒアリングをしてはと思います。その上で、過去からの経緯によることですので、現担当者の方々にはお気の毒に感じますが、基本構想が実現に向けて動くためには、冷え込んだ関係の修復や、失われた信頼感や期待感を取り戻すために、汗をかき、頭を下げ、嫌われ役になるなど、覚悟を持って、嫌事にも取り組んで頂く必要があります。それが出来なければ、地域の方々から意見を出して頂くことも、建設的に議論を進めることも出来ないのではないかと意見しておきます。

【千里中央地区再整備事業について】

(質問)

千里中央地区再整備事業について伺います。都市整備課として、本事業で最重要視していること、期待や理想としている千里中央の再整備後の姿について、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

千里中央地区再整備事業は、官民が相互協力しなければ成立しない事業であり、いかに高い相乗効果が得られる事業と出来るかが重要であると考えております。

また、平成31年に策定した「千里中央地区活性化基本計画」を実現することが再整備の目標でございます。

この度、公表いたしました「千里中央地区 東町中央ゾーン再整備事業の検討概要」では、市道と民有地の土地交換、分散しているバス乗降場の集約化、道路上空利用の制度活用

などを示しております。これらは、まちの利便性や快適性の向上、大街区化による一大商業核の形成を実現するためのものであり、目標の達成に大きく寄与するものであると考えております。

(環境部)

【電力の地産地消事業可能性調査について】

(質問)

電力の地産地消事業可能性調査について伺います。この事業の目的と意義、狙いを教えて下さい。

<答弁>

市域で発電された再生可能エネルギーの余剰電力を、市域で消費する仕組みを構築するための可能性調査を行います。「第2次地球温暖化防止地域計画」を改定し、ゼロカーボンシティをめざす本市として、再生可能エネルギーの導入を加速するものです。

(質問)

市域で発電した電力を市域で消費するとのことですが、どこで、誰が発電した電力を、どこで、誰が、消費するのか、電力をどのような形で供給することを想定されているのか、具体的に教えて下さい。

<答弁>

市域で発電された再生可能エネルギーの余剰電力を、市域で消費する仕組みを構築します。確保する電力は、固定価格買い取り制度を終了した家庭等の電力、市有施設等で新たに設置する太陽光発電システムで創出する電力などを想定しています。供給先は、市有施設で使用をはじめ、全ての市民・事業者が対象となります。事業については、次年度の「電力の地産地消事業可能性調査」実施後に小売電気事業者と協定を締結し、需要と供給の調整を図っていくことを考えています。

(質問)

供給先は、まずは市有施設で使用していく前提としているものの、全ての市民・事業者が対象とのことですが、どのくらいの市民や事業者が供給を希望すると想定されているのでしょうか。一方で、想定されている供給可能電力量を教えてください。また、需要量が供給可能量を上回る場合、供給先の選定や実際に供給する際の価格はどのようにして決定される予定なのか、教えてください。

<答弁>

供給可能電力量は、今後の「電力の地産地消事業可能性調査」で把握できるとしていきたいと考えています。また、どのくらいの市民や事業者が供給の希望があるかについては、供給時の価格設定などに影響される部分もあり、調査後の小売電気事業者との協議の中で想定していきたいと考えています。あわせて、需要と供給のバランスについても、事業当初からの程度電力を確保できるのかなど調整していきたい。

(質問)

市域で発電されている電力で最大の余剰電力といえ、クリーンランドでのごみ焼却によって生み出される電力だと思いますが、当事業でどの程度、活用できると想定されているのでしょうか。

<答弁>

クリーンランドでのごみ焼却発電については、自家消費分を除き、余剰電力のうちバイオマス由来の電力分は固定価格買取制度により関西電力に売却しており、利活用できる可能性のある電力は、毎年入札により小売電気事業者へ売却している非バイオマス電力となります。年間約3000万 kwh の電力がありますが、この電力については、一部事務組合を組織している兵庫県伊丹市との関係もあり、今後3者の中でも利活用の可能性について協議していきたいと考えています。

(意見・要望)

まずは、電力の地産地消事業可能性調査により、どのくらいの市民や事業者が供給の希望があるのか、どれくらいの金額なら購入を希望するのか、ニーズをしっかりと把握すると共に、どれくらいの電力を、どれくらいの金額なら買い取れるのか、確保でき、供給可能な電力量、いわゆる供給可能電力量の把握に努めて頂きたいと要望しておきます。

また、クリーンランドにおける非バイオマス電力は、本事業において利活用できる可能性があるとの答弁でしたが、ぜひ、可能な限り利活用できるよう、伊丹市やクリーンランドと協議、調整を進めて頂きたいと要望しておきます。

【エコポイントチケット「とよか」について】

(質問)

エコポイントチケット「とよか」について伺います。エコポイントチケット「とよか」の発行目的を教えてください。

<答弁>

「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」の着実な推進に向けて、省エネルギー行動を行った市民に対し、地球温暖化防止エコポイント「とよか」を発行しています。

(質問)

ここ数年の発行額について教えてください。また、どれくらいの方が入手され、使用されているのか、また、入手される方の年齢層や性別等に特徴はあるのか、把握している範囲で教えてください。

<答弁>

毎年度80万ポイント予算化しているが、配布ポイントの実績は平成30年度が61万ポイント、令和元年度が75万ポイント、令和2年度が25万ポイントの発行となっています。「省エネルギー診断」などの事業への参加者の年代は40代と60代が多く、性別は比較的女性の参加率が高くなっています。

(質問)

現在の発行額や、利用者数で、どの程度、事業の目的が達成しているとお考えでしょうか。来年度、産業振興課のデジタル地域ポイント付与事業に、このエコポイントも組み込まれるようですが、とよか自体の電子化や発行額の大幅な増額は検討されないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

この事業の効果だけではないが、市域の温室効果ガス排出量の削減目標である市民1人あたり1990年度比で2027年度に32.1%の削減目標に対し、2019年度は21.8%の削減で順調に減少しています。「とよか」は、100%デジタル地域ポイントへの移行を考えています。制度の見直しについては、次年度以降に国が実施する環境に配慮した行動をとった個人にポイントを発行する「グリーンライフ・ポイント」と合わせて事業が実施できないかなど、動向を注視していきたい。

(意見・要望)

ポイントは規模が大きければ大きいほど、魅力が上がり、そのポイントが付与される省エネルギー行動への誘導効果、モチベーションにつながると思います。国のポイント事業の活用とともに、とよかそのものの予算額の拡充もぜひ検討頂きたいと要望しておきます。また、とよかはデジタル地域ポイントへの移行を考えておられるとのことですが、可能な限り早急に移行して頂き、他の地域ポイントとあわせて利用できるようにすべきと意見、要望しておきます。

【カーボンオフセット事業について】

(質問)

カーボンオフセット事業について伺います。カーボンオフセット事業の相手が隠岐の島町の理由を教えてください。また、実際に取引する二酸化炭素の量の想定を教えてください。

<答弁>

島根県が、森林整備や木材利用に関する二酸化炭素固定量を認証しています。また、大阪国際空港の就航都市のうち特に友好関係にあり、平成30年12月には隠岐の島町産の

木材を使用した記載台を頂いた経緯があります。75万円の予算で、町有林15ヘクタールの下草刈り分を負担することで、年間約37t-CO2の吸収量を見込んでいます。

(意見・要望)

大阪国際空港の就航都市は他にも多数ありますし、能勢町とは森林環境保全に関する協定を締結されています。さらに、兄弟都市の沖縄市や、姉妹都市のサンマテオ市とこの事業を実施すれば、温暖化防止、温室効果ガス削減だけでなく、市内外への良いPRにもなるのではないかと思いますので、当事業の拡大の可能性を探って頂くことを要望しておきます。

【環境学習の推進について】

(質問)

環境学習の推進について伺います。事業別予算説明書 P. 45の事業概要によると、燃料電池自動車を活用し、事業者と共同した普及啓発の実施や、隠岐の島町、能勢町との自然体験学習に関する環境学習プログラムの構築が挙げられています。まず、燃料電池自動車を活用し、事業者と共同した普及啓発とは具体的にどのようなことか教えて下さい。また、今年度、導入が大幅に遅れていた水素自動車はどうなったのか、次年度の活用予定も含めて、あらためて、教えて下さい。

<答弁>

燃料電池自動車が納入された「ネットヨタニューリー北大阪株式会社」と令和4年3月末に包括協定を締結する予定です。その協定に基づき、燃料自動車を活用した環境学習の教材作成やエコカーの普及促進、エコドライブの推進、市政情報の周知に関することなどを協働で取り組んでいきたいと考えています。燃料電池自動車は、予定より遅れましたが、1月20日に納車され、事業者から職員等を対象とした説明会を1月31日に開催しました。次年度の予定は、協定に基づく事業や当部公用車としての活用のほか、小学校やこども園への出前授業、市民環境店やくるま大集合などのイベントでの活用を図っていきます。

(質問)

隠岐の島町、能勢町との自然体験学習に関する環境学習プログラムとは、具体的にどのようなもので、誰が、どのようにして活用するのか、教えて下さい。

<答弁>

これまで実施してきた「里山デイキャンプ」などの自然体験型環境学習を、両町との「森林環境保全に関する協定」に基づき、本市では希少となった豊富な自然環境を活用した学習内容のプログラムを構築していきます。構築するプログラムは、オンラインで実施できるものと、

休日等に小学生を対象とした現地体験型の環境学習を想定しています。

(意見・要望)

燃料電池自動車が普及するためには、もっともっと社会的に燃料電池自動車が身近な存在にならなければ、普及どころか関心や認知にすら繋がりません。ぜひ、事業者と連携して、普及促進に尽力して頂くことを要望しておきます。一方、隠岐の島町、能勢町との環境学習プログラムは、特に現地体験型の環境学習が人気と伺っています。コロナ下では感染対策のために人数制限をせざるを得ない状況にあるようですが、可能な限り、多くの子どもたちが参加できるようにして頂きたいと要望しておきます。

【食品ロス削減の取り組みについて】

(質問)

食品ロス削減の取り組みについて伺います。現在、市が行っている食品ロス削減の取り組みと、それぞれの取り組みで削減できた量について、教えて下さい。

<答弁>

食品ロス削減も含め、廃棄物の減量に係る取り組みについては、発生抑制が最優先であるため、周知啓発が重要と考えています。これまで食品ロス削減に関わって実施してきた啓発活動としては、食品ロス削減ハンドブックの発行や宴会シーズンに合わせた3010運動の展開、食品ロス削減に関する取組みを行っている豊中エコショップ認定店舗でステッカー表示するラベリング制度の実施などがあります。また、ご家庭で余っている食品を持ち寄り、それを必要としている福祉団体に寄附するフードドライブ活動にも取り組んでいます。その他、学校給食での調理残渣や食べ残しについては堆肥化を行っています。

食品ロス削減の取り組みについては、周知啓発が主であり、実際にどれだけ削減できたかを示すことは難しいですが、令和2年度の豊中市が関わったフードドライブでの実績で申し上げますと、2686.2kgの食品が集まりましたので、少なくともその分は食品ロスが削減されたものと考えております。

(質問)

環境部の食品ロス削減の取り組みの効果をはるかに上回る量の食品ロスが、来年度の2学期から開始される予定の中学校給食によって発生することが想定されていますが、環境部の見解をお聞かせ下さい。また、中学校給食の全員喫食の導入を検討する際に、環境部として、食品ロスを抑制するような働きかけや、提案、主張はされたのか、教えて下さい。

<答弁>

中学校給食のあり方については、教育的観点から豊中市教育委員会で検討・決定されるべきものであり、食品ロス削減の観点で全員喫食導入の有無に係る働きかけを行うべきものではないと認識しています。しかしながら、食品ロス削減に係る取り組みや児童・生徒等への啓発については、引き続き教育委員会と連携して進めてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

「食品ロス削減も含め、廃棄物の減量に係る取り組みについては、発生抑制が最優先であるため、周知啓発が重要と考えている」との答弁がありました。本市の小中学生が発生させている食品ロスで最大のものは、学校給食だと思います。食品ロス削減の取り組みは、発生抑制が最優先で、周知啓発が重要と考えておられるのであれば、小中学校に積極的に向き、給食の食べ残しによる食品ロスが少しでも発生しないよう、周知啓発に取り組むことを強く要望しておきます。

【公園遊具等点検業務について】

(質問)

公園遊具等点検業務について伺います。業者の選定方法と選定業者数を教えて下さい。また、今年度の包括外部監査の結果報告書によると、指名業者を選定した根拠が明確化されていないと指摘されています。指名業者を選定した根拠や理由を教えてください。さらに、現在の業者選定方法に対する市の課題認識と今後の対応について、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

業者の選定方法につきましては、機械等施設点検・運転操作業種で豊中市入札参加資格事業者に登録されている業者の中から、遊具施設の修繕実績のある業者を選定しており、「豊中市物品等指名競争入札参加者指名事務取扱内規」に基づき、契約予定金額に応じた業者数である5業者を指名しております。業種での登録業者が多数ある中で特定の5社を選定した根拠ですが、公園施設製品安全管理士の資格を有する点検者が在籍していること、また、今まで市内において、定期点検や日常の維持管理業務や遊具施設の修繕実績のある業者を選定しておりました。今後につきましては、公園施設製品安全管理士の資格を有する点検者が在籍する業者数の把握を行うと共に、包括外部監査の意見も踏まえ、入札参加資格の基準を見直し、実績がない業者への入札参加の機会を与えるなど、さらなる入札等における公平性・透明性の確保に努めてまいります。

(質問)

点検報告書の提出は年2回と規定されているにもかかわらず、1回しか提出されて

いなかったり、遊具の状態を4段階で判定することとなっていますが、全ての遊具が B 評価となっているなど、業務の履行状況や判定の信ぴょう性に疑義が残ると包括外部監査でも指摘されていますが、見解をお聞かせ下さい。何らかの改善が必要と考えますが、あわせて、見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

点検報告書の提出については受注者に対し、再三にわたり提出の指示を行いましたが、これに応じず年度末での提出になりました。また、全ての遊具がB評価となっている点についても、その内容について協議を行いましたが、点検は有資格者による目視・触診・打診等によるもので、最終的には有資格者による点検結果であるとして報告書を受理したものです。今後につきましては、提出期日を遵守するよう受託者に周知徹底するとともに、報告書の提出に伴い、一定程度現地を立会するなど、履行状況に不備が無いかを確認できるよう、仕様書の見直しを行います。

（意見・要望）

まずは、現在の指名業者以外で、入札参加資格事業者に登録されている業者の中に、公園施設製品安全管理士の資格を有する点検者が在籍する業者がないのか、さらに、該当する業者があった場合、公園遊具等点検業務の入札への参加意欲の有無などの確認を早急に進めて頂きたいと思います。また、実際に業者が点検される際に、一定程度の現地立ち合いを行い、点検状況の確認をして頂くことを要望しておきます。

【公園管理事務所施設管理について】

（質問）

公園管理事務所施設管理について伺います。大門公園内にある公園管理事務所の倉庫は、耐震基準を満たしておらず、また、現在は倉庫としては使用していないそうです。注意を促す貼り紙はあるものの、公園利用者が容易に近づける状況にあります。今年度の包括外部監査でも、早急に解体撤去するよう、対応を求める指摘がありましたが、市の見解と、撤去の予定について教えて下さい。

＜答弁＞

当該施設は、耐震基準を満たしておりませんが、公園管理事務所に併設された場所で、柵があるなど公園利用者が行き交う場所ではなく、不急な事業であることから、事業予算の見送りをしたのですが、次年度以降、当課にかかる事業の優先順位も踏まえ、早期に予算を確保し、解体を進めてまいります。

【粗大ごみの処理手数料について】

(質問)

粗大ごみの処理手数料について伺います。粗大ごみの収集手数料は、平成19年度の有料化開始当初から一度も価格改定がなされていないようですが、その理由を教えてください。

<答弁>

粗大ごみについては、費用負担の公平性から、処理原価の一定割合を排出者が負担することとし、有料化に移行する際の激変緩和と他都市の状況を考慮し、処理原価の概ね30%とし、これまで、手数料改定は行わず処理経費削減など業務の効率化を図ってまいりました。

(質問)

受益者負担の考え方からすると、粗大ごみの収集手数料を見直す必要があると思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

粗大ごみについては、ごみの減量促進の観点から他市状況も鑑み、粗大ごみ処理手数料の見直しについて関係部局と調整を進めてまいります。

(意見・要望)

ごみの減量促進の観点で考えるのであれば、他市状況を考慮するよりも、受益や負担の考え方を重視して、ごみ処理手数料を見直した方が粗大ごみの減量に繋がると考えますので、早急に処理手数料の見直しを行うべきではないかと意見しておきます。

【し尿処理の手数料について】

(質問)

し尿処理の手数料について伺います。し尿処理費用の受益者負担割合は、事業者を対象とする「臨時」は約30%となっています。受益者負担の考え方からすると、処理費用の改定が必要と考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

し尿処理の手数料については、工事現場等の汲み取りにかかる臨時し尿処理手数料の適正化を図るため、令和4年度中の見直しに向けて、関係部局と調整を進めているところです。

(意見・要望)

臨時し尿処理手数料については、来年度中の見直しに向けて調整を進めているとのことですので、受益や負担の考え方に沿って、早急に適正化を図られることを求めています。

【わが家のごみカレンダーについて】

(質問)

わが家のごみカレンダーについて伺います。わが家のごみカレンダーの印刷製本業務の業者選定はどのようにして行われているか、教えてください。

<答弁>

印刷製本業務の入札依頼に基づき、契約検査課が物品登録業者の中から仕様書通りの業務が可能な業者を選定しております。

(質問)

今年度は、5者による指名競争入札が行われ、落札率が100%でした。なぜ、落札率が100%になることがあり得るのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。より競争性がはたき、公平性、公正性が担保できるような工夫や取り組みが必要と考えますが、あわせて見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

わが家のごみカレンダーの印刷発注については、前年度の落札業者から取得した参考見積をもとに予定価格を設定しており、当該業者が見積価格と同額で入札したため、落札率が100%となったものです。

今後は、予定価格を設定する際、複数の業者から見積を取得する等の取組みを検討します。

(質問)

わが家のごみカレンダー等宅配業務は、随意契約となっておりますが、その理由を教えてください。宅配業務であれば、他にも受注可能な業者もあると思いますので、競争性の確保を目的に、競争入札を検討すべきではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

わが家のごみカレンダー等の宅配については、配布物を市内の全世帯に配布するにあたり、市が毎月発行している「広報とよなか」の宅配業者と契約することが最も効率的で、短期間で適正な業務の執行が図れるため、随意契約としておりました。

今後は、短期間に効率的に市内全域の宅配業務を遂行可能である業者の情報収集などを

行い競争入札についての検討をしていきます。

【第4次豊中市地球温暖化対策実行計画中間見直しについて】

(質問)

第4次豊中市地球温暖化対策実行計画中間見直しについて伺います。現時点において、計画通りに対策は講じてこられてきたのでしょうか。また、期待してきた効果や成果はみられるのでしょうか。見直しが必要と思われる点があれば、教えて下さい。

<答弁>

第4次豊中市地球温暖化対策実行計画で、市の全ての事務事業から排出される温室効果ガスは、平成25年度(2013年度)比で平成39年度(2027年度)までに35.4%削減することを目的としており、令和元年度(2019年度)実績は26.7%の削減で、目標に比して順調に進んでいます。効率的な空調運転、低燃費型の公用車の更新などハード部分の取り組みにより、温室効果ガス削減の効果が出ていると考えています。今後、さらに施策を推進するため、高効率の設備更新や再生可能エネルギー比率の高い電力調達、公用車の電動化など具体的に進めていく必要があります。

【第4次豊中市ごみ減量計画の中間見直しについて】

(質問)

第4次豊中市ごみ減量計画の中間見直しについて伺います。計画値と比較して、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれの排出量の推移は、多いのか少ないのか、もしくは、計画通り、削減が進んでいるのか、教えて下さい。

<答弁>

第4次豊中市ごみ減量計画は平成30年度(2018年度)から令和9年度(2027年度)を計画期間としています。減量目標としてごみの焼却処理量を掲げていますが、その達成に向けた個別の数値目標として家庭系ごみ1人1日当たり量、事業系ごみ量、リサイクル率を掲げています。

令和2年度において、減量目標であるごみの焼却処理量については当年度の計画値を下回っており順調に削減が進んでいます。個別の数値目標については、事業系ごみ量は当年度の計画値を大幅に下回っている一方、家庭系ごみ1人1日当たり量については前年度より増えています。また、リサイクル率については、前年度より増えているものの、当年度計画値は下回っています。

(質問)

直近の人口動向等も踏まえて、令和9年度の目標達成の可能性をどのように想定されているのか、教えて下さい。また、目標達成を確実なものにするため、より実効性のある発生抑制策は検討されているのか、教えて下さい。

<答弁>

減量目標であるごみの焼却量については、令和9年度の目標達成に向けて順調に削減が進んでいます。個別の数値目標である家庭系ごみ1人1日当たり量が増加し、事業系ごみ量が大幅に減少している状況については、コロナ禍による影響が大きいと認識しています。第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画と第4次豊中市ごみ減量計画の中間見直しを行う中で、目標達成に向けた取組みについて検討してまいります。

【公園内の自動販売機設置許可について】

(質問)

公園内の自動販売機設置許可について伺います。今年度の包括外部監査の結果報告書によると、公園内に設置された自動販売機の設置許可に係る公募では、市は最低使用料の設定をしているが、その額の設定根拠が明確化されていないこと、さらに、立地にかかわらず、一律の最低使用料が設定されていることに対して、設定根拠の明確化や過去の売り上げ実績を加味した設定の必要性が指摘されていますが、見解と来年度以降の改善の予定について教えて下さい。

<答弁>

最低使用料の算定につきましては、今まで一律の最低使用料を設定しておりましたが、物件ごとに過去の売上実績及び使用料を勘案した金額に見直しを行い、この基準に基づき、令和3年12月に、令和4年4月からの公園内清涼飲料水自動販売機設置に対して、事業者公募を行い、入札を実施しました。

【(仮称)スマートハウス等支援補助金について】

(質問)

(仮称)スマートハウス等支援補助金について伺います。スマートハウスとは、どのようなものなのか、教えて下さい。また、予算の算出根拠を教えて下さい。

<答弁>

スマートハウスとは、ITなど最新テクノロジーを活用した住宅のことで、HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)などでエネルギー使用量を見える化し、太陽光発電などでエネルギーを作り、蓄電池システムで貯め、外壁や窓などの断熱性能を高め、高効率な

省エネルギー設備導入等により、エネルギー消費量を大幅に減らす住宅のことです。

予算の積算根拠は、既存住宅の断熱リフォームと太陽光発電システムなどとの組み合わせで80件、2800万円、太陽光パネルなど個別の設置に対して60件、400万円、新築のZEH住宅に対して10件、200万円で計3400万円となっています。

【プラスチック製品の処理について】

(質問)

プラスチック製品の処理について伺います。決算審査の際に、「令和4年4月に施行予定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品についても、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化が可能となったことから、今後は全国的にもプラスチック使用製品全般について分別の対象となることが見込まれる」との答弁がありました。本市としては、今後、プラスチック製品も焼却処理ではなく、プラスチック製容器包装と同様の分別、処理方法に変更される予定なのでしょうか。

<答弁>

本市としましては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨に基づきプラスチックの資源循環を促進していきたいと考えておりますが、現時点では具体的に示されていない部分も多く、引き続き状況を注視してまいりたいと考えております。

【ごみ収集業務における過積載について】

(質問)

ごみ収集業務における過積載について伺います。今年度の包括外部監査の結果報告書によると、ごみ収集運搬業務を委託している複数の業者から提出された事故報告に、過積載に係る報告が散見されたようです。なかには、同じ業者が繰り返し過積載をしているケースも見られると指摘がありますが、市の認識を教えてください。過積載に対する市の対応はどうなっているのでしょうか、厳格な対応が求められると思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

過積載は、大規模建築物に設置されている貯留排出設備(ドラム)での回収が多い区域等に多く散見されており、当該区域の受け持ち事業者が該当しております。過積載は、道路交通法違反で看過できないことであり、誠に遺憾であると考えております。

当該違反が発生した事業者につきましては、原因及び再発防止策の報告書を求め、現場管理責任者に指導を行い、また、再度の違反を繰り返した場合は、受託業者の責任者に対し従業員の教育指導を促すとともに厳重注意を行っております。